

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止と発生時の対応

(1) いじめ防止基本方針について

① 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体的・心理的に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、保護者が心から子供を通わせたいと願う、信頼される学校づくりが求められる。

本校では、いじめから一人でも多くの生徒を救うため、全教職員が、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢と、「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめ問題の克服に向けて組織的に取り組むため、「いじめ防止基本方針」を策定した。

② いじめに対する基本認識

いじめ防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関する問題であるという認識に立ち、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目的とすることが重要である。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分理解できるように行う必要がある。

いじめ防止等の対策は、学校、家庭、地域住民、市教育委員会、その他の関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(2) いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条において、次のとおり規定されており、本校はこれを踏まえて取り組むものとする。

<定 義>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等のための組織を活用して行う。

(3) 本校のいじめの実態と課題について

① 本校の実態

ア いじめの認知件数が、令和6年度は4件で、うち3件が1年生であった。進級とともに生徒の規範意識が高まり、次第に問題行動が減少する傾向がある。

イ SNSによるトラブルは、近年増加傾向にある。対人トラブルだけでなく、スマホの過度な利用により生活習慣が乱れ、学校生活にも悪影響をきたしている生徒が見られる。平成30年度、東中のネットルールについて全校で話し合い、「東中ネットルール」を決定し、令和2年度には改定も行った。ネットトラブルを自分たちの身近な問題として捉え、ネットを正しく利用しようという意識をもってはいるが、スマホの所持率の増加に伴い、今後もトラブルの増加が懸念される。

ウ 令和6年度の生活アンケートにおいて、いじめに至らなかった対人トラブルのうち、多かった訴えは、「ひやかし・からかい」「陰口」等であった。

② 本校の課題

- ア 本校の実態を踏まえ、小学校との密な連携により生徒の小学時代の実情を把握し、入学時から未然防止の指導・支援の充実に努める必要がある。
- イ 情報通信機器の使用についてルールを定め、生徒・保護者に周知徹底する必要がある。特に保護者への啓発に力を入れる。
- ウ いわゆる言葉の暴力といわれる悪口や嫌がらせが発生しないよう、全教職員が率先して言語環境に留意した教育活動に努める必要がある。
- エ 情報モラルに関する指導や講演会を年間計画に位置付け、継続的に行う必要がある。また、保護者に対しても講演会やPTA行事、学年懇談会等を通じて、いじめ防止の啓発を行う必要がある。

(4) いじめ問題への対応

① いじめの未然防止への取組

- ア 学校の教育活動全体を通して、学力向上と豊かな心の育成を図るとともに、いじめは絶対に許さない学校・学級風土づくりに努める。
- イ 学習規律を確立するとともに、一人一人の生徒を大切にしたい分りやすい授業づくりに努め、生き生きと活動できる集団づくりに努める。
- ウ 道徳教育や体験学習の充実に努め、生徒の豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神を養うなど、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- エ 生徒会による定期的な生徒集会を開催し、生徒が互いに自他の生命と人権を尊重していこうとする意識を主体的に高めるとともに、いじめを許さない雰囲気を全校生徒に浸透させる。
- オ 校内研修会等を通して、いじめの対応に関わる教員の資質・能力の向上を図るとともに、教員間の連携を深め、生徒指導の組織的な体制の整備を行う。
- カ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、毎月のアンケート調査や定期的な教育相談、研修会を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、効果的な取組となるよう改善に努める。
- キ 生徒や保護者、教員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ク 特に配慮が必要な生徒に対しては、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
 - ・発達障害を含む障害のある生徒
 - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
 - ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る生徒
 - ・東日本大震災や能登半島沖地震等により被災した生徒 等
- ケ インターネットやメール等のSNSを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら情報機器の使用を制限したり、学校における情報モラル教育の充実に努めたりする。
- コ 学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、講演会やPTA行事、学年懇談会等を通じて保護者に周知し、理解と協力を得るよう努める。

② いじめの早期発見のための取組

- ア 授業や休み時間等における複数の教師による観察、生活ノートの点検、保護者との連絡、家庭訪問等を通して、アンテナを高く上げ、様々な側面から生徒を見守る。
- イ いじめに関する些細な情報であっても教職員全体で共有し、解消に向け、迅速かつ組織的な対応に努める。
- ウ 毎月の「生活アンケート」調査や定期的な教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を通じて、安心していじめの被害や目撃情報を相談できる機会の確保と雰囲気づくりに努める。

③ いじめが起きたときの対応

- ア いじめ又はいじめと疑われる行為を発見した場合は、毅然とした態度でその行為を止める。
- イ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、些細な兆候でも、迅速かつ丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保する。
- ウ いじめを認識した場合は、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- エ 事実関係や対応の結果については、市教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒の保護者に連絡する。
- オ 犯罪行為等、学校で解決が困難な場合は、市教育委員会や所轄警察署と相談して対応する。
- カ いじめられた生徒又は保護者には、生徒を徹底して守ること、生徒が落ち着いて教育を受けられること、状況に応じて外部の専門家（心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等）の協力を得ること等の支援に取り組むことを伝える。
- キ いじめた生徒又は保護者には、いじめは決して許されないこと、保護者と協力して対応を行えるよう理解を求め、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得ていじめの行為をやめさせ、再発防止に努めること等指導・助言を行う。また、いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ク いじめが起きた集団の生徒には、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ケ いじめが「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、複数の教職員で、いじめの被害生徒及び加害生徒について日常的に注意深く観察し見守る。

「解消している状態」とは、行為が少なくとも3か月止んでおり、その時点において被害生徒及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等により確認し認められた状態である。

(5) 重大事態への対応

① 重大事態とは

- ア 「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - ※ 生徒が自殺を企図した場合、心身に重大被害を被った場合、金品等に重大な被害を被った場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合等。
 - イ 「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」
 - ※ 年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているようなとき。
 - ※ 生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し出があったとき。
- （「いじめ防止等のための基本的な方針」平成29年3月：文部科学省 参照）

② 重大事態の対応

- ア 学校は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。
 - イ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等の開催を行う。
 - ウ 重大事態については、マスコミの対応も考えられるため、窓口を明確にして適切な対応に努める。
- （「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」平成23年3月：文部科学省 参照）